

岡山市骨髄バンクドナー奨励金交付要綱

(平成28年6月15日保健福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業における骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）移植の推進を図るため、予算の範囲内において岡山市骨髄バンクドナー奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱においてドナーとは、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者であって、かつ、市内に住所を有している者をいう。

(交付対象者及び奨励金の額)

第3条 奨励金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その交付の対象となる者及び奨励金の額については当該各号に定めるところによる。

(1) ドナー奨励金 ドナーに対し、骨髄等の提供を行うため、通院又は入院する場合に応じ、それぞれ次に掲げる額。ただし1回の骨髄等の提供につき、10万5千円を限度とする。

ア 通院 一日当たり 5千円

イ 入院 一日当たり 2万円

(2) 事業所奨励金 ドナーを雇用する国内の事業所（ただし、国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に定める独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に定める地方独立行政法人をいう。）及び国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に定める国立大学法人をいう。）を除く。以下「事業所」という。）に対し、ドナーが骨髄等の提供を行うため休業する日数一日当たり1万円。ただし1回の骨髄等の提供につき、9万円を限度とする。

2 前項の通院又は入院とは、次に掲げるものをいう。

(1) 健康診断又は自己血採血のための通院

(2) 骨髄等の採取のための入院

(3) 前2号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院又は入院

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

(1) 市税を滞納している者。ただし市外に所在する事業所にあつては、当該事業所の所在地の市町村税を滞納している者。

(2) 暴力団（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）

4 第1項の規定にかかわらず、事業所奨励金については、当該ドナー奨励金の対象者の当該骨髄等の提供につき、当該事業所又は他の事業所が本市又は他の自治体が発行する骨髄等の提供

に係る同種類の奨励金等を受けている場合には、当該事業所は対象としない。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするドナーは、岡山市骨髄バンクドナー奨励金申請書（ドナー用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、90日以内に提出できない場合にやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする事業所は、岡山市骨髄バンクドナー奨励金申請書（事業所用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、90日以内に提出できない場合に市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類の写し
- (3) ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (4) 所在地の市町村税を滞納していないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定及び奨励金額の確定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは速やかに審査を行い、交付を決定したときは、申請者に対し、岡山市骨髄バンクドナー奨励金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知し、奨励金を交付するものとする。

2 市長は、奨励金の交付の決定に当たっては、規則第7条第1項各号に掲げる条件を付さないものとする。

3 市長は、奨励金を交付しないことを決定したときは、岡山市骨髄バンクドナー奨励金不交付通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、岡山市骨髄バンクドナー奨励金請求書（様式5号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(実績報告の免除)

第8条 規則第16条第2項の規定により、同条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出は要しないものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受けたと認めたときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日以降に実施した骨髄等の提供について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月8日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の岡山市骨髄バンクドナー奨励金交付要綱に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。